

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (流し註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,000,000千円 2021.3.31まで	2020.2.14 ジャカルタで (同日)	日本側 石井正文在インドネシア大使 側 サント・ダルモスワルト外務省東アジア・太平洋局長	2020.3.3 54号
インドネシア	離島開発及び漁業監視能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	離島開発及び漁業監視能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,200,000千円 -----	2020.2.14 ジャカルタで (同日)	日本側 石井正文在インドネシア大使 側 サント・ダルモスワルト外務省東アジア・太平洋局長	2020.3.3 55号
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	2,000,000千円 -----	2020.7.20 ジャカルタで (同日)	日本側 石井正文在インドネシア大使 側 デスラ・アラルチャヤ外務省アジア総局長	2020.8.6 309号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。